

# 八幡平市環境基本計画 後期行動計画

平成 28 年度～平成 33 年度

八幡平市  
平成 28 年 4 月

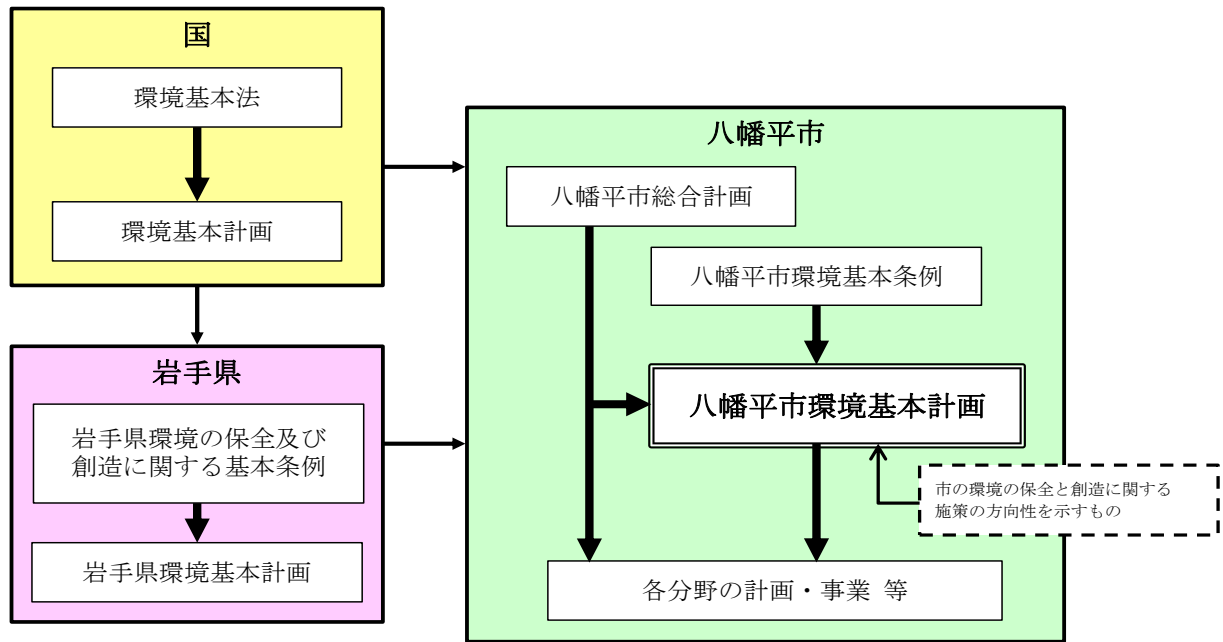
## 目次

1. 計画の目的・位置づけ .....	2
2. 計画の期間 .....	2
3. 前期行動計画の取組状況 .....	3
4. 施策の対象とする環境の範囲 .....	3
5. 市の取り組み .....	4
基本目標 - 1 .....	6
自然共生型まちづくり（豊かな自然環境と名水があるまち） .....	6
(1) 生物環境 .....	6
(2) 水辺環境 .....	16
基本目標-2 .....	20
安全・安心な循環型まちづくり（おいしい空気と清流が身近にあるまち） .....	20
(1) 大気・騒音・振動 .....	20
(2) 水質 .....	27
(3) 土壌 .....	31
(4) 廃棄物 .....	34
基本目標-3 .....	38
快適で活力のあるまちづくり .....	38
（美しい景観と歴史・文化に育まれた活気のあるまち） .....	38
(1) 公園・緑地 .....	38
(2) 景観 .....	42
(3) 歴史的・文化的環境 .....	46
基本目標-4 .....	50
低炭素型まちづくり .....	50
（自然エネルギー利用と二酸化炭素吸収に優れた環境都市） .....	50
(1) 省エネルギー .....	50
(2) 森林保全 .....	54
(3) 自然エネルギー .....	59
基本目標-5 .....	64
協働・参加型まちづくり（環境保全活動が活発なまち） .....	64
(1) 環境保全活動・環境教育 .....	64

## 1. 計画の目的・位置づけ

八幡平市環境基本計画後期行動計画は、環境基本計画に基づき、市の取り組みについて示した計画です。

八幡平市環境基本計画後期行動計画に示された取組みや事業が市民・事業者・市が協力・連携して実行されることにより、基本計画の推進につながるものです。



## 2. 計画の期間

環境基本計画の期間は、平成 24 年度から平成 33 年度までの 10 年間とします。

環境基本計画行動計画の計画期間は平成 24 年度から平成 27 年度までの 4 年間で前期とし、平成 28 年度から 33 年度までの 6 年間で後期としています。

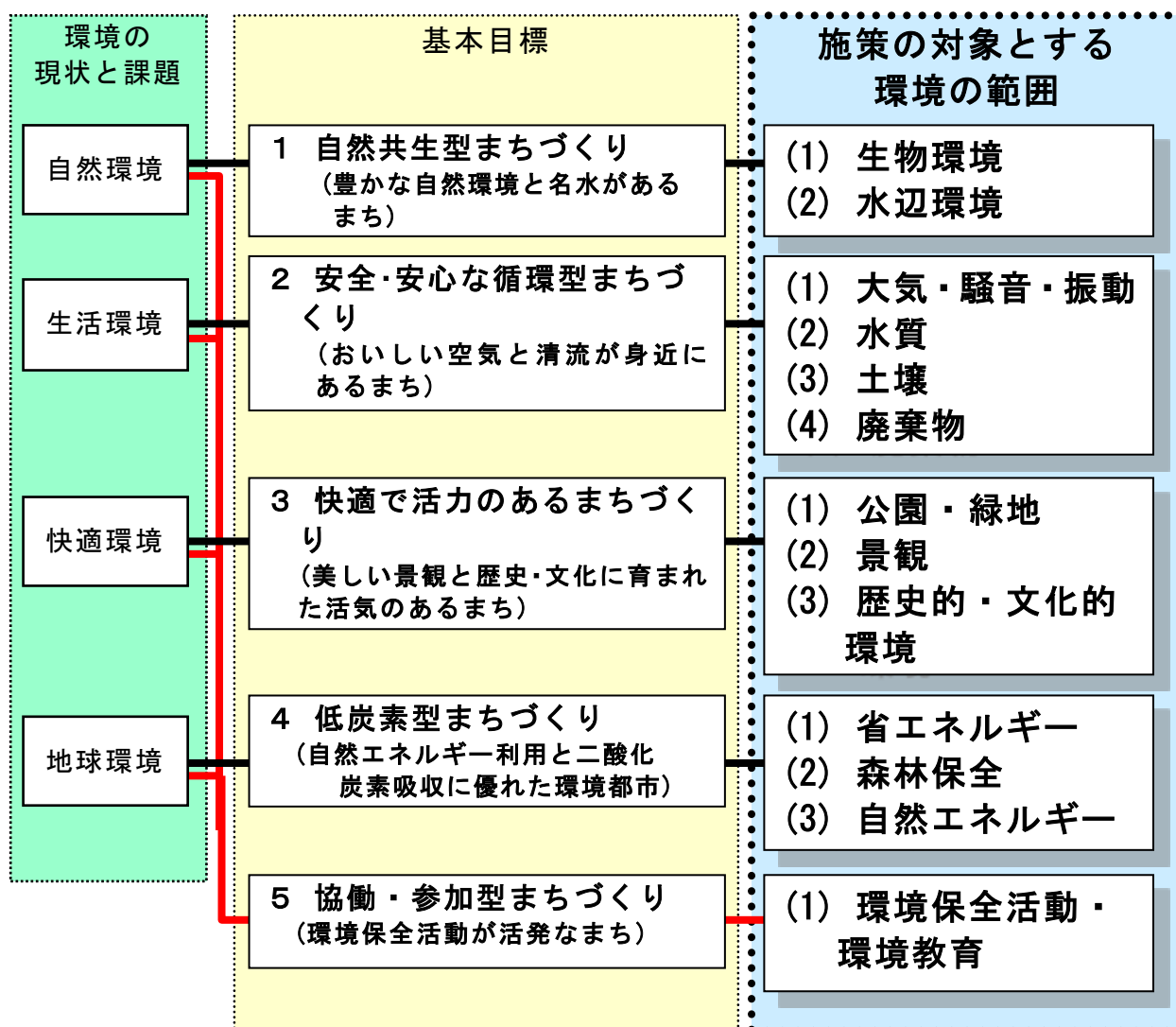
年度	24	25	26	27 中間 検証	28	29	30	31	32	33
	八幡平市環境基本計画									
	八幡平市環境基本計画 前期行動計画				八幡平市環境基本計画 後期行動計画					
	八幡平市総合計画 後期基本計画 (H23～)				第 2 次八幡平市総合計画 前期基本計画					

### 3. 前期行動計画の取組状況

前期行動計画策定時に設定した 76 項目の取り組みを行い、計画と実績の報告を毎年「年次報告書」として報告してきました。また平成 27 年度には平成 24 年度から平成 26 年度までの実施状況の中間検証と環境についての市民アンケート並びに事業者アンケートを実施しました。

### 4. 施策の対象とする環境の範囲

対象とする環境の範囲は、基本目標に基づき、次の体系のとおり施策を展開します。



## 5. 市の取り組み

施策の対象となる環境の範囲ごとの取組一覧			担当課
基本目標-1 自然共生型まちづくり（豊かな自然環境と名水があるまち）			
(1) 生物環境	1-1-1	外来駆除活動の実施	商工観光課
	1-1-2	水生生物調査の実施	市民課
	1-1-3	野生動植物生息情報の収集と野生動植物保護条例の検討、特定外来種等の情報提供	市民課
	1-1-4	ペットの飼い主への適正飼育の啓発・指導	市民課
	1-1-5	開発行為の指導	建設課
	1-1-6	市内全域農地の耕作放棄地調査の実施	農業委員会
	1-1-7	耕作放棄地の再生利用を行う農家の支援	農林課
	1-1-8	有害鳥獣駆除の実施及び鳥獣被害対策実施隊の確保	農林課
	1-1-9	1. 認定農業者の育成 2. 新規就農者の育成 3. 岩手県農業農村指導士、青年農業士の確保 4. 集落営農組織の設立支援、法人化支援、経営支援	農林課
(2) 水辺環境	1-2-1	水道施設維持管理業務により、水道水の原水及び浄水の水質管理の実施	上下水道課
	1-2-2	環境保全型ブロックの採用による生物の生息・生育環境の確保	建設課
	1-2-3	河川清掃の実施	安代総合支所
基本目標-2 安全・安心な循環型まちづくり（おいしい空気と清流が身近にあるまち）			
(1) 大気・騒音・振動	2-1-1	環境保全協定による公害の未然防止	市民課
	2-1-2	堆肥の適正管理の指導及び悪臭防止に対する意識高揚	農林課
	2-1-3	ごみの野外焼却の禁止啓発の実施	市民課
	2-1-4	エコドライブ、アイドリングストップの実施	公用車管理部署
	2-1-5	歩道や緩衝緑地の確保	建設課
	2-1-6	道路騒音測定の実施	市民課
(2) 水質	2-2-1	環境負荷低減のための生活排水処理の実施	上下水道課
	2-2-2	環境負荷低減のための住宅水洗化リフォーム支援	建設課
	2-2-3	水質調査の実施	市民課
(3) 土壌	2-3-1	農業用廃プラスチックの回収	農林課
	2-3-2	有機農業等の支援	農林課
(4) 廃棄物	2-4-1	ごみの分別、減量化・資源化の推進	市民課
	2-4-2	不法投棄パトロールの実施及び啓発活動の実施	市民課
	2-4-3	クリーン作戦等清掃活動の実施	市民課

基本目標-3 快適で活力のあるまちづくり（美しい景観と歴史・文化に育まれた活気のあるまち）				
緑地	(1)公園	3-1-1	公園の管理	公園管理部署
		3-1-2	環境整備の実施	商工観光課
		3-1-3	地域の環境整備活動と緑化活動事業の支援	地域振興課
(2)景観		3-2-1	景観に配慮した建築物等の誘導	建設課
		3-2-2	沿道刈払いの実施	建設課
		3-2-3	景観と見易さに配慮した看板の設置	商工観光課
化的環境	(3)歴史的・文	3-3-1	地元の歴史的・文化的遺産の保全	教育総務課
		3-3-2	伝統行事の継承活動等の支援	地域振興課
		3-3-3	滞在型観光の推進	商工観光課
基本目標-4 低炭素型まちづくり（自然エネルギー利用と二酸化炭素吸収に優れた環境都市）				
(1)省エネルギー		4-1-1	節約の徹底及び省エネルギーのための地中熱活用の広報・広告活動	施設管理部署
		4-1-2	排出ガス規制適合車両の導入	建設課
		4-1-3	市営住宅の省エネルギー化	建設課
(2)森林保全		4-2-1	保育施業及び林業生産活動の支援	農林課
		4-2-2	市産材の利用支援	建設課
		4-2-3	搬出間伐材利用の支援	農林課
		4-2-4	植栽及び再造林の支援	農林課
エネルギー	(3)自然	4-3-1	再生可能エネルギー発電の事業化	企画財政課
		4-3-2	木質資源利用ボイラーの活用	商工観光課
		4-3-3	木質バイオマス利用の支援	農林課
		4-3-4	公共施設への自然エネルギー利用設備の導入	企画財政課
基本目標-5 協働・参加型まちづくり（環境保全活動が活発なまち）				
活動・環境教育	(1)環境保全	5-1-1	環境学習の推進	教育総務課
		5-1-2	児童図画の取り組み	市民課
		5-1-3	イベント、講習会の開催、環境に関する情報発信	市民課

## 基本目標 - 1

### 自然共生型まちづくり（豊かな自然環境と名水があるまち）

#### (1) 生物環境

##### 施策の方向

- ・生態系の保全と生物多様性の維持を推進します。
  - ・農林業の担い手確保等に努め、里地・里山の保全を図ります。
- ※目標指標 ・認定農業者数：443 経営体（H26）⇒500 経営体（H33）

##### 推進に向けた 取り組み内容

##### 市民の役割

- ① 貴重な動植物の違法な採取、盗掘は絶対しません。
- ② 外来動植物の駆除等、在来種の保護活動の参加に努めます。
- ③ 身近な動植物を大切にします。また、ペットは最期まで責任を持って飼います。
- ④ 市と協力して有害鳥獣対策に取り組みます。
- ⑤ 地元農水産物の積極的な購入に努めます。
- ⑥ 所有農地・山林の適正な管理を行います。

##### 事業者の役割

- ① 所有地の植林等の環境保全活動に取り組みます。動植物の移植等を行う際は、在来種の利用に努めます。
- ② 開発行為の際は、動植物や自然環境への影響をできる限り小さくします。
- ③ 市と協力して有害鳥獣対策に取り組みます。
- ④ 市や農協等と協力し、耕作放棄地の利用促進に努めます。
- ⑤ 農産物の地産地消に努めます。また地元農水産物を生かした地場製品の開発・販売に努めます。
- ⑥ 市や農協等と協力し、農林業従事者の後継者確保に努めます。

##### 市の役割

- ① 県や団体等と連携し、貴重な動植物の保護や外来動植物の駆除等を行います。
- ② 動植物の移植等の際は、生態系のかく乱防止を考慮し、在来種の利用に努めます。
- ③ 乱開発防止対策と適正な土地利用を推進します。
- ④ 耕作放棄地の発生防止に努め、利用促進を図ります。
- ⑤ 県や猟友会等と連携し、適切な有害鳥獣対策を行います。
- ⑥ 県や農協等との連携により、農林業の担い手の確保に努め、農地・山林の持つ環境保全機能を維持します。

## 1-1-1 外来駆除活動の実施

【商工観光課】

### 取組内容

- 八幡平市・鹿角市・八幡平を美しくする会の主催により、八幡平市立松尾中学校、鹿角市立八幡平中学校及び松尾地区老人クラブ連合会等の協力団体とともに、国立公園八幡平において外来植物駆除活動を実施する。
- 観光ガイドによる、保護活動の啓発に努める。

### 現状と課題

- 外来植物の根絶は難しいため、毎年の駆除活動を続けていく必要がある。  
(平成 26 年度時点現状)
  - 実施日 7/11 (※台風により中止)

### 実施計画

年度	計画	目標
H28～H33	外来駆除活動の実施（年1回）	参加者 年400人以上

報告事項：実施日、参加人数



1-1-2	水生生物調査の実施
-------	-----------

【市民課】

**取組内容**

- 水生生物の生息・生育環境学習を通して生物の生息状況から水質状況を知るとともに、外来種の生態系にあたる影響について意識啓発を図るため、水生生物調査への取り組みを呼びかける。

**現状と課題**

- 水生生物調査実施団体が、減少していることから、取り組みの呼びかけが必要である。  
(平成 26 年度時点現状)
  - 水生生物調査実施団体 2 団体

**実施計画**

年度	計画	目標
H28～H33	水生生物調査実施の啓発	実施団体数 年 5 団体

報告事項：実施団体数・参加人数

1-1-3

## 野生動植物生息情報の収集と野生動植物保護条例の検討、特定外来種等の情報提供

【市民課】

### 取組内容

- 野生動植物生息情報の収集を行う。
- 特定外来生物等の情報提供を行う。
- 希少な野生動植物の保護を図ることにより良好な自然環境を保全するために、状況に応じて希少野生動物保護条例を検討する。

### 現状と課題

- 貴重な動植物として、市では、国や県指定の天然記念物、市指定文化財として確認しているもののほか、県のレッドデータブックに掲載されているものや、岩手県希少野生動植物の保護に関する条例で指定されているものが確認されている。それらの情報の整理が必要である。
- 市内に生息する特定外来種の情報発信を行い、適正な処置を呼びかける必要がある。

### 実施計画

年度	計画
H28～H32	野生動植物生育情報の収集と、特定外来種等の情報提供
H33	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野生動植物生育情報の収集と、特定外来種等の情報提供</li> <li>・ 野生動植物保護条例の検討</li> </ul>

報告事項：情報収集と情報提供の内容

1-1-4 ペットの飼い主への適正飼育の啓発・指導

【市民課】

取組内容

- 迷い犬捕獲と飼い主への連絡指導
- 放し飼い等の飼い主への適正飼育指導
- ペットの糞の適正処理啓発看板の配布

現状と課題

- 迷い犬及び放し飼い犬等不適正な飼育の通報があり、同じ飼い主に繰り返し指導が必要な場合もある。近隣住民からの通報が多く、放し飼いの犬に吠えられた、噛みつかれたという危険な事例もあり、飼い主のマナー意識の喚起が必要である。

(平成 26 年度時点現状)

- 放し飼いの通報件数 6 件

実施計画

年度	計画	目標
H28～H33	ペットの適正飼育の指導	苦情件数 0 件

報告事項：苦情件数・指導件数

1-1-5 開発行為の指導

【建設課】

取組内容

- 都市計画法及び八幡平市宅地等開発要綱に基づき、市内の無秩序な開発を防止する。

現状と課題

- 生物環境に大きな影響を与えるような開発行為は行われていない。  
(平成 26 年度時点現状)
  - 都市計画法に基づく開発許可 1 件
  - 市宅地等開発要綱に基づく協議 1 件

実施計画

年度	計画
H28～H33	開発行為の指導 ・ 開発許可 年 1 件 ・ 市宅地等開発要綱に基づく協議 年 1 件

報告事項：開発許可件数、市宅地等開発要綱に基づく協議件数

1-1-6 市内全域農地の耕作放棄地調査の実施

【農業委員会】

取組内容

- 市内全域農地の耕作放棄地を把握するため、耕作放棄地調査を実施する。

現状と課題

- 市内全域農地の耕作放棄地を正確の把握し、耕作放棄地対策を講ずる必要がある。

(平成 26 年度時点現状)

➤ 市内農地面積	9,341ha	遊休農地面積	314.2ha
解消面積	9.64ha	遊休農地割合	3.36%

実施計画

年度	計画
H28～H33	年1回の耕作放棄地調査を実施

報告事項：市内農地面積、遊休農地面積、解消面積、遊休農地割合

1-1-7 耕作放棄地の再生利用を行う農家の支援

【農林課】

取組内容

- 市農業再生協議会が実施している耕作放棄地再生利用緊急対策事業を活用し、市内の耕作放棄地の再生に取り組む農家を支援する。

現状と課題

- 市内農家の高齢化や価格低迷等により、市内の耕作放棄地は増加している。耕作放棄地の増加は、景観の悪化だけではなく、隣接する農地への影響も大きい。担い手が耕作放棄地を再生し農地の集積、集約を進めるためには、負担が大きく何らかの支援が必要である。  
(平成26年度時点現状)
  - 農家の高齢化や農産物の価格低迷等により、市内の耕作放棄地は増加する傾向にある。

実施計画

年度	計画	目標
H28～H33	耕作放棄地再生利用緊急対策事業の活用（市農業再生協議会）	事業活用による解消面積 年1ha

報告事項：耕作放棄地再生利用緊急対策事業活用面積

1-1-8

## 有害鳥獣駆除の実施及び鳥獣被害対策実施隊の確保

【農林課】

## 取組内容

- 農林作物等の被害を最小限に止めるため、鳥獣被害対策実施隊の確保に努め、有害鳥獣の個体数調整を図りながら駆除を行う。

## 現状と課題

- 有害鳥獣の増加及び多様化、猟友会員から構成される鳥獣被害対策実施隊の減少及び高齢化が進んでいる。  
(平成26年度時点現状)
  - 人命や農林作物等に被害を与える野生鳥獣については、必要に応じて駆除を実施し、被害の防止に努めている。

## 実施計画

年度	計画	目標
H28～H33	有害鳥獣駆除の実施	被害件数の減少

報告事項：被害件数、有害駆除実施件数、鳥獣被害対策実施隊員数

1-1-9	1. 認定農業者の育成 2. 新規就農者の育成 3. 岩手県農業農村指導士、青年農業士の確保 4. 集落営農組織の設立支援、法人化支援、経営支援
-------	---

【農林課】

### 取組内容

- 農業改良普及センター、県、農協、共済組合等と連携し、担い手確保を図る。

### 現状と課題

- 農業支援の施策の対象が担い手である認定農業者等に限定される傾向にあることから、地域農業の継続の観点からも担い手である認定農業者や集落営農組織を育成・支援する必要がある。
- 新規就農者については、市の単独事業で農業体験、研修を行い、就農後に国の青年就農給付金の給付を受けながら経営の安定を図っている。定着のためには経営が安定するまでの期間の支援の継続が必要である。
- 農業農村指導士、青年指導士ともに県の審査、認定である。書類作成等の負担の割に実質的なメリットがないため、取組む農家が減少傾向にある。  
(26年度時点現状)
  - 担い手の確保を図るも減少傾向にある。認定農業者数、443 経営体。

### 実施計画

年度	計画	目標				
		農業農村指導士数	青年農業士数	認定農業者数	新規農業者数	集落営農組織の設立支援、経営支援件数
H28	担い手の確保、営農組合の支援	14 人	5 人	490 経営体	3 人	19 組織
H29		15 人	6 人	495 経営体	3 人	19 組織
H30		15 人	6 人	500 経営体	3 人	19 組織
H31		15 人	7 人	500 経営体	3 人	19 組織
H32		15 人	7 人	500 経営体	3 人	19 組織
H33		15 人	8 人	500 経営体	3 人	19 組織

報告事項：農業農村指導士数、青年農業士数、認定農業者数、新規農業者数、集落営農組織の設立支援、経営支援件数



## (2) 水辺環境

### 施策の方向

- ・名水や清流を継承するため、水辺環境の保全と水資源の保護を図ります。

### 推進に向けた 取り組み内容

#### 市民の役割

- ① 小川や用水路等の身近な水域の保全に努めます。
- ② 河川等での利用マナーを守り水辺環境の保全に努めます。
- ③ 節水コマや残り湯の利用等により、水資源の有効利用に努めます。

#### 事業者の役割

- ① 節水や循環利用等により、水資源の有効利用に努めます。また自家水の場合は、水源の保全に努めます。

#### 市の役割

- ① 名水等の水質調査等を継続的に実施します。
- ② 地下水や湧水等の採取等を監視し、水資源の保護を図ります。
- ③ 河川の改修等の際は、多自然型工法等の採用に努め、生物の生息・生育環境の確保を行います。
- ④ 市民や事業者等と連携し、水辺の環境保全活動を推進します。

1-2-1

水道施設維持管理業務により、水道水の原水及び浄水の水質管理の実施

【上下水道課】

**取組内容**

- 水道施設維持管理業務による、水道水の原水及び浄水の水質管理を定期的  
に実施する。

**現状と課題**

- 災害発生により、地下水、湧水等の水源が被害を受けた場合は、臨時の給水  
対策を講ずるとともに、被害状況を把握したうえで、復旧対策を講じる必要  
がある。

(平成 26 年度時点現状)

- 水源調査箇所数 26 箇所（西根 9 箇所 松尾 8 箇所 安代 9 箇所）  
年 2 回の実施
- 残留塩素濃度等の検査箇所数 17 箇所（西根 4 箇所 松尾 8 箇所 安代 5  
箇所） 年 365 日の実施

**実施計画**

年度	計画	目標
H28～H33	上水道及び簡易水道のそれぞれ系 統毎の施設において、水源調査また は水質管理を行う	全系統水源調査結果良好 全系統残留塩素濃度基準 値適合

報告事項：水源調査結果、残留塩素濃度検査結果

1-2-2

環境保全型ブロックの採用による生物の生息・生育環境の確保

【建設課】

## 取組内容

- 河川災害復旧工事の護岸工について、環境保全型ブロックを採用し、生物の生息・生育環境の確保を行う。

## 現状と課題

- 改修済みの河川等を環境に配慮した護岸とするためには、再度の改修が必要であり、多額の費用と相当の期間が必要であるため、環境に配慮した河川とすることは困難な状況にある。このことから、災害復旧で施工する際や新たな河川改修の際には、環境に配慮した計画とする必要がある。

(平成 26 年度時点現状)

- 平成 24 年度から平成 26 年度の河川災害復旧工事については、全ての工事において、生態系への影響をできるだけ抑えるように配慮し、護岸には環境保全型ブロックを使用するなど、生物の生息、生育、繁殖環境の保全、復元及び創出を図るよう配慮した。

## 実施計画

年度	計画
H28～H33	災害復旧工事に応じて施行する

報告事項：事業の施工件数

1-2-3 河川清掃の実施

【安代総合支所】

取組内容

- 河川の浄化並びに環境の保全及び美化を図るため、市民参加により河川クリーン作戦を実施する。

現状と課題

- 毎年継続してきた事業であり、市民参加で河川の浄化並びに保全美化を図るために、清掃を実施している。台風等の影響でゴミが河川に入ってしまうケースもあるが、不法投棄など、河川のごみはなくなる現状がある。

(平成 26 年度時点現状)

➢ 平成 26 年度回収量 可燃物 2,390 kg 不燃物 880 kg

実施計画

年度	計画	目標
H28～H33	安比川と米代川水系の河川清掃を毎年5月第4日曜日に実施する	回収量の減量(前年度比)

報告事項：ごみの回収量

## 基本目標-2

### 安全・安心な循環型まちづくり（おいしい空気と清流が身近にあるまち）

#### (1) 大気・騒音・振動

##### 施策の方向

- ・大気汚染物質の排出抑制や悪臭対策等に取り組みます。
- ・騒音や振動の発生に配慮し、静かな生活空間の創出を図ります。

##### 推進に向けた 取り組み内容

##### 市民の役割

- ① 廃棄物は正しく処理し、野外焼却は絶対しません。
- ② 自動車の急発進、急加速等を控えます。またアイドリングストップに努めます。
- ③ 深夜や早朝には、騒音が発生する機器の使用を控えます。

##### 事業者の役割

- ① 事業活動に伴い発生する大気汚染物質や悪臭、騒音・振動等の対策を徹底します。
- ② 低公害型の機器の導入に努めます。
- ③ 自動車の急発進、急加速等を控えます。またアイドリングストップに努めます。
- ④ 農作業に伴い草木を焼却する際は、風向きや時間帯を考慮し、周囲への影響の低減に努めます。

##### 市の役割

- ① 事業所に対し、法令遵守の徹底について啓発をします。
- ② 野焼きや悪臭、騒音等に関する啓発を行い、必要に応じて指導を行います。
- ③ 自動車のエコドライブや低公害車の導入を推進します。また、大気環境の情報提供を促進します。
- ④ 道路整備の際は、必要に応じて歩道や緩衝緑地の確保等に努め、排ガスや騒音等の低減を図ります。
- ⑤ 空間放射線量の測定や情報発信等を実施し、基準値を目安として適切に対処します。

2-1-1 環境保全協定による公害の未然防止

【市民課】

取組内容

- 工場等を新設又は増設、農地開発行為については、必要に応じて環境保全協定を締結し、協定に違反する場合は、現地確認を行い、改善指導を行う。

現状と課題

- 騒音や悪臭の苦情には数年にわたり、時期によって苦情が寄せられるケースがある。協定に違反している場合でなくても、苦情があれば事業所へ内容を伝え、公害防止に努めるよう協力を仰いでいる。
- 事業者と住民の相互理解もトラブルの防止に重要である。  
(平成 26 年度時点現状)
  - 環境保全協定の締結事業所数累計 51 事業所 締結件数累計 54 件

実施計画

年度	計画
H28～H33	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 必要に応じて協定を締結する</li><li>・ 法令及び協定遵守の指導と啓発</li></ul>

報告事項：環境保全協定の締結件数等

2-1-2 堆肥の適正管理の指導及び悪臭防止に対する意識高揚

【農林課】

取組内容

- 農家巡回等により、家畜排せつ物の適正管理の指導強化及び利用の周知徹底を図る。

現状と課題

- 畜産農家自身が堆肥管理に関して意識をもつことが重要である。  
(平成 26 年度時点現状)
  - 指導で訪問する農家の戸数はその年の気候等によって増減するが、同じ農家に対しての通報により複数回訪問するケースもある。

実施計画

年度	計画	目標
H28～H33	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巡回件数 年 2 回</li> <li>・啓発回数 年 2 回</li> </ul>	堆肥の管理に関する苦情件数 年 3 回

報告事項：現地指導実績

## 取組内容

- 野焼きや小型却炉を使用したごみの焼却の禁止啓発を行う。
- 通報があった際には、現地確認を行い、必要に応じて指導を行う
- ごみの野外焼却や小型焼却炉使用のごみの焼却がダイオキシンの発生の原因の大きな要因の1つとされ、平成16年4月1日から「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例」で禁止されてており、ホームページやチラシ配布等啓発を行っていく。

## 現状と課題

- 違法なごみの野外焼却について、主に通報により特定したものについて、個別指導を行っている。
- 違法ではないが庭の草木等の焼却により、近隣住民からの煙や悪臭に関する苦情が寄せられ、現地確認を行うこともある状況である。  
(平成26年度時点現状)
  - 指導件数 8件

## 実施計画

年度	計画	目標
H28～H33	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 啓発活動の実施</li> <li>・ 必要に応じた個別指導</li> </ul>	指導件数 年〇件

報告事項：啓発内容、指導件数



2-1-4	エコドライブ、アイドリングストップの実施
-------	----------------------

【公用車管理部署】

**取組内容**

- 公用車運転時のエコドライブやアイドリングストップ啓発を行う。
- 公用車更新の際には、低公害車車両（ハイブリット、電気）導入を図る。

**現状と課題**

- 公用車の計画的な導入を検討していく必要がある。  
（平成 26 年度時点現状）
  - 集中管理車両数 24 台（本庁） 4 台（西根総合支所） 10 台（安代総合支所）

**実施計画**

年度	計画
H28～H33	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 職員へのエコドライブ啓発（随時）</li><li>・ 公用車詰所にポスター掲示</li></ul>

報告事項：啓発活動の内容

2-1-5 歩道や緩衝緑地の確保

【建設課】

取組内容

- 道路整備にあたっては、交通量調査等を実施し、適正な道路幅員を確保することにより、渋滞緩和に努め、排出ガス、騒音の低減を図る。また、歩行者の安全確保を図り、車両の円滑な通行を確保するため歩道設置に取り組む。

現状と課題

- 歩道及び緩衝緑地の設置には、拡幅に伴う用地取得が必要で沿道地権者の理解と協力が必要である。
- 市街地の幹線道路等の沿道利用状況は、宅地建物が密集し、道路用地にも余裕が無く、特に緩衝緑地の設置については、用地取得の理解が得られにくい状況にある。
- 整備には多額の事業費を要するため、必要性等を十分検討整理し明確な整備計画を立てる必要がある。  
(平成 26 年度時点現状)
  - 歩車道分離により、交通の円滑化をはかり、渋滞による排ガスや騒音の低減を図った。今後も適正な道路付近を確保し、渋滞緩和に努め、排ガス、騒音の低減を図る。
  - 平成 24 年度から平成 26 年度の歩道整備計画延長は 3,718m に対し、実績延長は 2,863m となり、実施率は 77%にとどまった。要因としては、国の交付金事業の国費配分率が低下し、計画に満たない実施となっている。今後とも計画に基づき要望し実施に努める。

実施計画

年度	計画	目標
H28	歩道整備の実施	歩道整備計画延長 L = 740m
H29		歩道整備計画延長 L = 840m
H30		歩道整備計画延長 L = 1,370m
H31		歩道整備計画延長 L = 2,535m
H32		歩道整備計画延長 L = 2,570m
H33		歩道整備計画延長 L = 1,000m

報告事項：道路（歩道）整備延長

## 2-1-6 道路騒音測定の実施

【市民課】

### 取組内容

- 一般道並びに高速道路の道路騒音測定調査による監視を実施する。

### 現状と課題

- 高速道路の自動車騒音測定を年1回、平成24年～平成26年の間に行った結果は環境基準値(昼間65dB/夜間60dB)以内であった。
- 国道282号バイパス共用開始に伴う交通量の増加によって走行状況等が変化することも想定されるため、調査による監視の継続が必要である。

(平成26年度時点現状)

- 環境基準値(昼間65dB/夜間60dB)以内

### 実施計画

年度	計画	目標
H28～H33	自動車騒音測定の実施 年1回	基準値以内

報告事項：測定状況、測定値

## (2) 水質

### 施策の方向

・工業排水や生活排水等の対策を継続的に取り組み、水質保全を図ります。

※目標指標 ・河川水質調査 BOD 値 2mg/L 環境基準適合率

: 90.3% (H26) ⇒90%以上 (H33)

・汚水処理施設整備率 : 79.0% (H26) ⇒86% (H33)

推進に向けた  
取り組み内容

#### 市民の役割

- ① 洗剤は適量を使用し、生活排水による環境負荷の軽減に努めます。
- ② 廃食用油や残飯等は、排水に流さないで適切に処理します。
- ③ 下水道施設への接続や浄化槽の設置に努めます。
- ④ 農薬や化学肥料の適正利用や減量化等を図ります。
- ⑤ 飲み水の異変を発見した時には、直ちに市へ通報します。

#### 事業者の役割

- ① 排水対策を徹底し、放流する際は法規制等を遵守します。規制対象とならない場合も、排水対策に最大限努めます。
- ② 有害物質の地下浸透防止対策を徹底します。
- ③ 家畜排せつ物の適正管理に努めます。
- ④ 農薬や肥料の適正利用や減量化等に努めます。

#### 市の役割

- ① 事業活動に伴う排水及び生活排水対策を継続的に実施します。
- ② 公共下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽事業を継続して行い、一般家庭の水洗化を啓発します。
- ③ 水質事故発生時には、国や県等と協力し、速やかな対応にあたります。
- ④ 県や農協等と連携し、家畜排せつ物の適正管理と農薬や肥料の適正利用や減量化等の啓発を行います。

2-2-1 環境負荷低減のための生活排水処理の実施

【上下水道課】

取組内容

- 公共下水道、農業集落排水、浄化槽市町村設置型・補助金型整備を実施することにより、環境への負荷を低減する。

現状と課題

- 環境への負荷を低減するため、汚水処理施設への接続を推進しているが、経済的負担等の理由で未接続の世帯が多い。  
(平成 26 年度時点現状)
  - 下水道の接続：公共 1,974 件、農集排 2,021 件、浄化槽 926 件、合計 4,921 件
  - 汚水処理整備率：公共 8,578 人、農集排 9,455 人、浄化槽 3,701 人、合計 21,734 人
  - 平成 26 年度末人口 27,486 人、整備率 79.0%

実施計画

年度	計画	目標	
		下水道接続件数	汚水処理整備率 (対行政人口比)
H28	公共下水道事業、浄化槽事業を実施するとともに戸別訪問等により下水道への接続促進に努める	5,140 件	81%
H29		5,340 件	82%
H30		5,540 件	83%
H31		5,740 件	84%
H32		5,940 件	85%
H33		6,140 件	86%

報告事項：下水道接続件数、汚水処理整備率

2-2-2 環境負荷低減のための住宅水洗化リフォーム支援

【建設課】

取組内容

- 下水道事業の進捗に併せた水洗化の促進のため、住宅水洗化リフォーム支援事業実施することにより、環境への負荷を低減する。

現状と課題

- 水洗化が進まない要因として、経済的負担等が考えられる。  
(平成 26 年度時点現状)
  - 平成 27 年度から住宅水洗化リフォームとして新たに開始した。

実施計画

年度	計画	目標
H28～H29	住宅水洗化リフォーム支援事業の実施	住宅水洗化リフォーム支援事業助成件数 年 50 件

報告事項：住宅水洗化リフォーム支援事業の助成件数

2-2-3 水質調査の実施

【市民課】

取組内容

- 市内の河川・水路の水質調査を実施することにより、生活雑排水等の影響による水質の把握に努める。

現状と課題

- 水質浄化には市民や企業協力が必要である。  
(平成 26 年度時点現状)
  - 調査箇所数 31 箇所 BOD 値 2 mg/L 環境基準適合率 90.3%

実施計画

年度	計画	目標
H28～H33	水質調査の実施	環境基準適合率 90%以上

報告事項：調査実施箇所、水質結果

### (3) 土壌

#### 施策の方向

- ・健全な土壌を守るため、土壌汚染防止を図ります。

#### 推進に向けた 取り組み内容

##### 市民の役割

- ① 農薬や肥料等の適正利用や減量化等に努めます。
- ② 農薬、石油等の地中への漏洩に注意し、適正な管理を行います。

##### 事業者の役割

- ① 有害物質の管理を徹底し、使用削減と発生低減対策に努めます。
- ② 農薬や化学肥料の適正利用に努め、有機物の利用促進を図ります。

##### 市の役割

- ① 有害物質の管理徹底と使用削減、発生低減対策等の啓発に努めます。
- ② 県や企業等と連携し、土壌汚染対策を推進します。
- ③ 農薬や化学肥料等の適正利用や減量化等の啓発に努めます。
- ④ 土壌中の放射性物質の情報を随時発信し、基準値を目安として適切に対処します。



2-3-1 農業用廃プラスチックの回収

【農林課】

取組内容

- 農業用廃プラスチックの回収を行う。

現状と課題

- 持込まれる農業用廃プラスチックの中には農薬が残っているもの等、処理を行う際に適正でないものがあり、指導啓発が必要である。  
(平成 26 年度時点現状)
  - 農業用廃プラスチックの回収を年間のべ 8 回（6 月および 11 月）に 3 カ所（西根・松尾・安代）で実施した。

実施計画

年度	計画
H28～H33	農業用廃プラスチックの回収 ・回収回数 年 8 回 ・回収箇所数 3 ヶ所

報告事項：回収回数、回収箇所数、回収実績数

2-3-2 有機農業等の支援

【農林課】

取組内容

- 環境保全型農業直接支払交付金を利用した有機農業等を支援する。

現状と課題

- 八幡平有機クラブ（有機農業、構成員3人）、八幡平特別栽培米組合（5割低減IPM秋耕、構成員44人）の2組織が取組を実施している。
- 平成27年度から県特認取組等が追加となり1組織増となった。今後も周知を図り取組拡大を図ることとする。  
（平成26年度時点現状）
  - 個人での取組が可能であったことから4人がそれぞれ個人で取り組んでいた。平成27年度からは、制度改正により組織での取組が必須となった。

実施計画

年度	計画
H28～H33	環境保全型農業直接支払交付金交付事業 年2組織

報告事項：組織数

## (4) 廃棄物

### 施策の方向

- ・ごみの適正処理を行うため、減量化、循環的利用及び不法投棄防止等を推進します。

※目標指標 ・ 一般廃棄物排出量（市清掃センターへの搬入量）  
: 10,494 t（H26）⇒9,229 t（H33）

### 推進に向けた 取り組み内容

#### 市民の役割

- ① ごみの分別の徹底や空き缶等の資源回収への協力により、ごみの減量化・資源化に努めます。
- ② 食事は食べ残しをしないようにします。また、生ゴミの堆肥利用に努めます。
- ③ 繰り返し使える商品の購入や、不要になったがまだ使える物の有効活用に努めます。また壊れた場合は出来る限り修理しての使用に努めます。
- ④ 簡易包装品やエコマーク等の環境ラベルのついた商品の購入・使用に努めます。また買物にはマイバッグを持参します。
- ⑤ 不法投棄や野外焼却を絶対しません。また不法投棄やポイ捨てをされないよう、所有地の適正管理に努めます。
- ⑥ ゴミやペットのフンは持ち帰ります。地域の清掃活動に積極的に参加します。

#### 事業者の役割

- ① 梱包の簡素化・再利用など廃棄物の減量化を促進します。
- ② エコマーク等の環境ラベルのついた商品の購入・使用に努めます。
- ③ 家畜排せつ物の適正管理に努め、堆肥の利用促進を図ります。また農業用廃ビニール等の農業用資材を適正に処分します。
- ④ 不法投棄やポイ捨てされないよう、所有地・管理地の適正管理に努めます。
- ⑤ 地域の清掃活動に積極的に参加します。

#### 市の役割

- ① ごみの分別収集の徹底を図り、減量化・資源化を行います。また、リサイクル製品の使用やマイバッグ利用の啓発等を促進します。
- ② 物品購入の際は、環境負荷の小さい製品の購入に努めます。
- ③ 廃棄物の不法投棄や野外焼却、ポイ捨て等の対策を行います。また、パトロールの実施や啓発看板の設置等を行い、未然防止を図ります。
- ④ 地域の清掃活動を推進し、マナー向上を図ります。

2-4-1 ごみの分別、減量化・資源化の推進

【市民課】

取組内容

- ごみ分別カレンダー、ごみ分別事典の配布により分別の徹底を図る。
- 資源ごみ集団回収に対する報奨金の支払いを行う。

現状と課題

- 一般廃棄物の排出量は減少傾向にあるが、一人一日あたりのごみの量が増加傾向にあるので、ごみ減量への啓発が必要である。
- 資源ごみ集団回収量が減少傾向にあるが、実施主体が子供会単位が殆どで、子どもの減少の影響も考えられる。ただ、活動自体は定着しているので、今後も継続して活動してもらえるよう啓発が重要である。

(平成 26 年度時点現状)

- 一般廃棄物総排出量 10,494 t 生活系ごみの排出量 7,133.2 t 生活系ごみに占める資源ごみの量(割合) 847 t (18.5%) 一人一日あたりのごみ総排出量 1,047 g 一人一日当たりの生活系ごみ総排出量 712 g 資源ごみ集団回収量 154 t

実施計画

年度	計画	目標		
		一般廃棄物 総排出量	内生活系ごみ 排出量	資源ごみ 集団回収量
H28	一般廃棄物の処理 資源ごみ集団回収 の実施	10,278 t	6,991 t	157 t
H29		10,068 t	6,920 t	160 t
H30		9,859 t	6,849 t	164 t
H31		9,649 t	6,777 t	167 t
H32		9,439 t	6,706 t	170 t
H33		9,229 t	6,635 t	173 t

報告事項：一般廃棄物総排出量(集団回収除く)、一般廃棄物総排出量の内生活系ごみ排出量、一人一日当たりの生活系ごみ排出量、生活系ごみに占める資源ごみの割合、資源ごみ集団回収量

2-4-2 不法投棄パトロールの実施及び啓発活動の実施

【市民課】

取組内容

- 公衆衛生組合と連携し、不法投棄パトロール、不法投棄禁止看板の設置及びポイ捨て禁止チラシの配布などを実施する。

現状と課題

- 公衆衛生組合の協力のもと、市内の不法投棄パトロールを実施している。市外から持ち込まれたと思われる不法投棄物も見受けられ、対応に苦慮している。

(平成 26 年度時点現状)

- 不法投棄パトロール回数 年 58 回 不法投棄防止看板設置

実施計画

年度	計画	目標
H28～H33	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不法投棄パトロールの実施</li> <li>・ 不法投棄防止看板の設置</li> <li>・ 啓発チラシの配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不法投棄パトロール実施回数 年 60 回以上</li> <li>・ 不法投棄箇所の減少</li> </ul>

報告事項：パトロール実施回数、延参加人数、啓発内容、不法投棄確認箇所数

## 2-4-3 クリーン作戦等清掃活動の実施

【市民課】

### 取組内容

- きれいで住みよい環境をつくるため、公衆衛生組合と連携し、市民参加によるクリーン作戦等清掃活動を実施する。

### 現状と課題

- ポイ捨てや、不法投棄を無くするためには、一人ひとりのモラルの向上が必要である。自分たちが住んでいるまちを自分たちできれいにすることにより、環境美化への意識啓発を促していくものであり、継続した活動が定着している。

(平成 26 年度時点現状)

- 市内全域でクリーン作戦の実施 (4月)
- 西根地区大掃除 (8月)

### 実施計画

年度	計画	目標
H28～H33	クリーン作戦の実施 年2回	全地区で取り組む

報告事項：実施回数、クリーン作戦実施時の回収量、地区の取り組み状況

## 基本目標-3

### 快適で活力のあるまちづくり

(美しい景観と歴史・文化に育まれた活気のあるまち)

#### (1) 公園・緑地

##### 施策の方向

- ・ 緑とゆとりのある空間を確保するため、公園の環境整備と緑化・美化活動等を推進します。

推進に向けた  
取り組み内容

##### 市民の役割

- ① 敷地内等の緑化と美化に努めます。
- ② 地域の環境美化活動に積極的に参加します。

##### 事業者の役割

- ① 敷地内の環境美化と身近な緑の保全に努めます。
- ② 地域の環境美化活動に積極的に参加します。

##### 市の役割

- ① 公園や緑地等の環境整備に取り組み、潤いと安らぎのあるまちをつくれます。
- ② 地域住民や企業と連携して公園や緑地等の維持管理を行い、地域の環境美化活動と緑化活動を推進します。

## 取組内容

- 公園等の適正管理を行い、市民の憩いと触れ合いの場とする。

## 現状と課題

## 【商工観光課】

- トイレ等施設設備の故障・破損が後を絶たず、修繕費等維持管理費が嵩んでいることから、適切な利用が求められる。  
(平成 26 年度時点現状)
  - 業務委託箇所数 10 箇所 清掃日数 年間 30～300 日(業務日誌により確認)

## 【建設課】

- 自治会や地元団体の高齢化により、地域コミュニティの維持が困難になってきている。  
(平成 26 年度時点現状)
  - 公園数 15 箇所 維持管理委託箇所数 9 箇所 修繕件数 1 件

## 【農林課】

- 農村公園の修繕、遊具の点検等を実施し、適切な公園管理を行っている。公園ごとに使用頻度にばらつきあり、ほぼ使用されていない公園がある。  
(平成 26 年度時点現状)
  - 農村公園数 15 箇所 点検と維持管理を実施している。

## 【地域福祉課】

- 児童やその保護者が遊具を使用した際に、怪我等が生じないよう遊具近くの枝の枝払いなどを定期的に行う必要がある。
- 遊具の安全基準が改定されているため、設置から年数が経過した遊具に関しては、遊具の撤去・再設置の検討を行い、遊具の再配置計画を策定する。  
(平成 26 年度時点現状)
  - 公園数 4 箇所 公園の維持管理委託箇所数 3 箇所 遊具等の点検・修繕箇所数 4 箇所

## 実施計画

年度	計画
H28～H33	公園の維持管理

報告事項：公園の管理状況



### 3-1-2 環境整備の実施

【商工観光課】

#### 取組内容

- 定期的に工業団地等の草刈・下刈を実施し、環境美化及び緑化維持に努める。

#### 現状と課題

- 盛岡北部工業団地内の市道沿線については、通年の快適環境や工業団地のイメージアップに考慮し、年数回の定期的な草刈が必要である。  
(平成26年度時点現状)
  - 環境整備実施箇所数 盛岡北部工業団地外工場適地3ヶ所
  - 実施回数 年2回(盛岡北部工業団地)、年1回(工場適地3ヶ所)

#### 実施計画

年度	計画
H28～H33	盛岡北部工業団地外工場適地2ヶ所 ・年2回(盛岡北部工業団地) ・年1回(工場適地2ヶ所)

報告事項：環境整備の実施箇所数、回数

3-1-3 地域の環境整備活動と緑化活動事業の支援

【地域振興課】

取組内容

- 地域の環境整備活動と緑化活動事業に対して一括交付金を交付し支援する。

現状と課題

- 花いっぱい運動などの景観整備については、毎年行っていくことが必要であるが、花を植えた後の管理等が必要とされることから、個所数を増やすなどの管理面積の増加は、難しくなっている。
- 防犯灯については、LED化が進んできている。  
(平成26年度時点現状)
  - 花いっぱい運動、花壇整備、河川、堤防清掃、防犯灯、街路灯の整備、集積所整備など55事業が行われている。

実施計画

年度	計画
H28	・花いっぱい運動、環境整備事業、防犯灯整備の推進のため交付金を交付する。 ・国体に向けた市民の意識の高揚、市民並びに来訪者に向け環境を整備する。
H29～H33	花いっぱい運動、環境整備事業、防犯灯整備の推進のため交付金を交付する。

報告事項：地域づくり一括交付金件数、事業数

## (2) 景観

### 施策の方向

- ・周囲の雄大な山並みや田園風景等と調和した景観の創出を図ります。
- ・景観を生かした産業の振興を図ります。

### 推進に向けた 取り組み内容

#### 市民の役割

- ① 所有地の不要な資材等の整理、撤去に努めます。
- ② 建物を建築する場合は、周囲の景観との調和に配慮します。

#### 事業者の役割

- ① 所有地の不要な資材等の整理、撤去に努めます。
- ② 建物の建築や広告塔・看板を設置する際は、周囲の景観との調和に配慮します。

#### 市の役割

- ① 景観に配慮した建築物等の誘導を図り、周辺の景観に調和したまちづくりを行います。
- ② 屋外広告物の適正設置、不要な資材の撤去、沿道刈払い等の地域内の環境整備を促し、地域景観の向上に努めます。
- ③ 美しい景観を生かした産業振興と情報発信を図ります。また、周囲の景観と調和した案内看板の設置に努めます。

### 3-2-1 景観に配慮した建築物等の誘導

【建設課】

#### 取組内容

- 「岩手の景観の保全と創造に関する条例」等に基づき、景観に配慮した建築物等の誘導を図り、雄大な山々やのどかな田園風景などの美しい景観の維持に努める。

#### 現状と課題

- 国道 282 号西根バイパスの開通、新庁舎の建設に伴い、建築物の新築、移転の増加が予想される。良好な地域景観を阻害しないよう配慮した建築物等の建設及び周辺景観との調和を求めていく必要がある。  
(平成 26 年度時点現状)
  - 県条例に基づく届出数 31 件
  - ふるさと景観条例に基づく届出数 6 件

#### 実施計画

年度	計画
H28～H33	県条例等に基づく届出数 年 30 件 ふるさと景観条例に基づく届出数 年 6 件

報告事項：県条例等に基づく届出数

### 3-2-2 沿道刈払いの実施

【建設課】

#### 取組内容

- 県から権限移譲を受けた県道6路線を含め市道路肩の刈払いを適宜実施し、沿道の良好な環境維持に努める。

#### 現状と課題

- 市道等の総延長が長距離にわたるため、地元住民・団体・業者等との協同による実施が必要である。  
(平成26年度時点現状)
  - 県道焼走り線 延長8,400m 面積13,413㎡、県道田代平西根線 延長6,400m 面積18,815㎡、主要地方道柏台松尾線 延長9,800m 面積18,040㎡

#### 実施計画

年度	計画
H28～H33	刈払いの継続実施

報告事項：刈払い実施状況

### 3-2-3 景観と見易さに配慮した看板の設置

【商工観光課】

#### 取組内容

- 景観と見易さに配慮した案内看板の設置に努める。

#### 現状と課題

- 老朽化や情報内容の変更等により、更新が必要な看板があると思われるが、把握調査ができていないことから、調査のうえ、計画的に案内看板を設置していく必要がある。  
(平成26年度時点現状)
  - 看板設置 3基 (道の駅にしね)

#### 実施計画

年度	計画	目標
H28	看板の修繕、更新	5基
H29～H33		年3基

報告事項：看板設置（更新）基数

### (3) 歴史的・文化的環境

#### 施策の方向

- ・文化財や伝統芸能等の次世代への継承に努め、地域の資源としての活用を図ります。

推進に向けた  
取り組み内容

#### 市民の役割

- ① 地元の歴史的・文化的遺産を理解し、保全に協力します。
- ② 祭りや伝統芸能に積極的に参加・協力します。

#### 事業者の役割

- ① 地域の歴史的・文化的遺産の保存に参加・協力します。
- ② 祭りや伝統芸能等への参加・協力を努めます。

#### 市の役割

- ① 天然記念物や史跡、伝統芸能等の保護を、市民や事業者等と一体となって行います。また担い手を育成し、次世代への継承に努めます。
- ② 地域の伝統や工芸、食を含む文化の継承に努め、美しい景観資源と融合した滞在型観光の推進に努めます。

3-3-1 地元の歴史的・文化的遺産の保全

【教育総務課】

取組内容

- 地元の歴史的・文化的遺産の保全のために、所有者等に補助金を支出し良好に次世代に引き継ぐよう取り組む。
- 標柱等の整備をし、市民への周知及び保全意識の向上に努める。

現状と課題

- 継続的事業の実施が必要である。  
(平成 26 年度時点現状)
  - 有形文化財 12 天然記念物 7 史跡 11 名勝 1 無形民俗文化財 18

実施計画

年度	計画
H28～H33	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市指定有形文化財保護補助金補助件数 年 27 件</li> <li>・ 市指定無形文化財保護補助金補助件数 年 16 件</li> <li>・ 市指定文化財数 有形文化財 12 天然記念物 7 史跡 11 名勝 1 無形民俗文化財 18</li> <li>・ 標柱等整備は現地確認のうえ 4 箇所程度</li> </ul>

報告事項：指定有形文化財保護補助金補助交付件数  
指定無形文化財保護補助金補助件数



### 3-3-2 伝統行事の継承活動等の支援

【地域振興課】

#### 取組内容

- 伝統行事の継承活動等の事業に対して一括交付金を交付し支援する。

#### 現状と課題

- 各地域振興協議会、各自治会で夏祭りや収穫祭が行われるようになってきている。また、伝統行事に使う小道具や衣装の整備が交付金を活用して行われている。  
(平成 26 年度時点現状)
  - 夏祭り、収穫祭、伝統行事・文化の継承など 29 事業が行われている。

#### 実施計画

年度	計画
H28～H33	歴史的・文化的環境を整備するため交付金を交付する。

報告事項：地域づくり一括交付金件数、事業数

3-3-3 滞在型観光の推進

【商工観光課】

取組内容

- 八幡平市滞在型観光振興計画に沿って、歴史的・文化的環境を活用し、観光の振興を推進する。

現状と課題

- 松尾鉱山跡や安比塗漆器、鹿角街道などの地域資源を掘り起し、観光振興を図るとともに、滞在型観光推進のための体制づくりや、グリーンツーリズムなどの具体的計画が必要である。

実施計画

年度	計画	目標
H28	地域資源と観光を結びつけるための体制構築	観光プラットフォームの設立 (1組織) 松尾鉱山資料館入館者 4,400人 安比塗漆器工房体験者 200人 鹿角街道の保護活動 1回
H29	地域資源と観光を結びつけるための活動推進	松尾鉱山資料館入館者 4,400人 安比塗漆器工房体験者 200人 鹿角街道の保護活動 1回
H30		松尾鉱山資料館入館者 4,450人 安比塗漆器工房体験者 220人 鹿角街道の保護活動 1回
H31		松尾鉱山資料館入館者 4,500人 安比塗漆器工房体験者 240人 鹿角街道の保護活動 1回
H32		松尾鉱山資料館入館者 4,550人 安比塗漆器工房体験者 260人 鹿角街道の保護活動 1回
H33		松尾鉱山資料館入館者 4,600人 安比塗漆器工房体験者 280人 鹿角街道の保護活動 1回

報告事項：松尾鉱山資料館入館者数、安比塗漆器工房体験者数、鹿角街道の保護活動数等

## 基本目標-4

### 低炭素型まちづくり

(自然エネルギー利用と二酸化炭素吸収に優れた環境都市)

#### (1) 省エネルギー

##### 施策の方向

- ・温室効果ガスの排出抑制のため、省エネルギー・省資源の取り組みを促進します。

推進に向けた  
取り組み内容

##### 市民の役割

- ① 家電等の買換えの際は、省エネルギー型・節水型を選択します。
- ② 自家用車の購入時には、低公害車の導入について検討します。
- ③ 家庭でのこまめな消灯、風呂の残り湯使用等の節電、節水に心がけます。

##### 事業者の役割

- ① 効率のよい生産工程や省エネルギー型の設備の導入に努めます。
- ② 低公害車（大型車・特殊車両含む）の導入に努めます。
- ③ 事業活動での節電、節水に努めます。

##### 市の役割

- ① 公共施設の電気、ガス、燃料、水道等の節約を徹底します。
- ② 節電や節水等の省エネルギー・省資源に関する啓発と情報提供を促進します。
- ③ 自動車のエコドライブや相乗りを推進し、買換えの際は低公害車の導入を促進します。
- ④ 省エネルギー機器の補助金等情報を提供し、省エネ住宅の普及促進に努めます。

【施設管理部署】

## 取組内容

- 庁内掲示板を利用した節電・節水の呼びかけなどにより、節約に努める。
- 庁舎の温度管理を徹底し、燃料費等の節約を図る。
- 施設内の温度管理の徹底のため、地中熱活用フローを本庁舎ロビーのモニターで広報・広告活動を行う。(本庁舎)

## 現状と課題

- 新庁舎及び多目的ホール棟の空調は、地中熱ヒートポンプを導入した冷暖房システムであり、脱化石燃料による二酸化炭素排出量の削減に寄与するが、このシステムの運用が確立されていない。
- 支所では経年劣化による機器の電気使用量の増加などから、計画的な更新が必要である。  
(平成26年度時点現状)
  - 冷暖房システムに関係する業者と打合せを行い、空調の調整を検討中
  - 安代支所ではペレットストーブの利用により重油の使用量が減少している。

## 実施計画

年度	計画	目標
H28～H33	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気・水道・燃料の使用量削減(全庁舎)</li> <li>・ 地中熱活用のフローをロビーで表示(本庁舎)</li> <li>・ ペレットストーブの利用により重油の節約、更新推奨年を迎えた各種機器を計画的に更新する。(安代総合支所)</li> <li>・ 段階的にLED照明に切り替える(西根総合支所)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成27年度を基準として庁舎エネルギーを年1%削減(各庁舎)</li> </ul>

報告事項：電気・水道・燃料の使用量と削減率

4-1-2 排出ガス規制適合車両の導入

【建設課】

取組内容

- 排出ガス規制適合車両の導入を図る。

現状と課題

- 計画的に低公害車両導入を検討していく必要がある。  
 (平成 26 年度時点現状)  
 除雪ドーザ 11 t 級 (※道路運送車両の保安基準適合車両、第 4 次排ガス規制対応) 1 台

実施計画

年度	計画	
H28	公用車(重機等含む)に係る排出ガス規制適合車の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融雪剤散布車(西根) ※平成 17 年低排出ガス基準並びに平成 22 年度燃料基準適合車両</li> <li>・タイヤドーザ 14 t (西根) 増強 ※道路運送車両の保安基準適合車両、第 4 次排ガス規制対応</li> </ul>
H29		ローターリー 2.6m (松尾) ※道路運送車両の保安基準適合車両、第 4 次排ガス規制対応
H30		タイヤドーザ 14 t (松尾) ※道路運送車両の保安基準適合車両、第 4 次排ガス規制対応
H31		グレーダ 3.7m (安代) ※道路運送車両の保安基準適合車両、第 4 次排ガス規制対応
H32		タイヤドーザ 16 t ※道路運送車両の保安基準適合車両、第 4 次排ガス規制対応
H33		グレーダ 3.7m (松尾) ※道路運送車両の保安基準適合車両、第 4 次排ガス規制対応

報告事項：導入台数

4-1-3 市営住宅の省エネルギー化

【建設課】

取組内容

- 既存市営住宅の建替整備に併せ省エネルギー化を図る。(断熱・二重サッシ化等)
- 市営住宅の既存ストック改善事業の実施により、省エネルギー化を図る。(二重サッシ化等)

現状と課題

- 老朽化した市営住宅は、断熱性が悪く、このことが炭素燃料の消費につながっている。  
(平成 26 年度時点現状)  
➢ 市営住宅の管理戸数 382 戸数

実施計画

年度	計画	目標
H28	市営住宅建替整備事業	建替整備戸数 4 戸
H29		建替整備戸数 5 戸
H30	既存市営住宅ストック改善事業	改善戸数 8 戸
H31		改善戸数 8 戸
H32		改善戸数 8 戸
H33		改善戸数 25 戸

報告事項：市営住宅建替整備戸数、既存市営住宅のストック改善事業戸数

## (2) 森林保全

### 施策の方向

- ・ 二酸化炭素の吸収源である森林の適正管理と有効利用を促進し、林業の活性化を図ります。

### 推進に向けた 取り組み内容

#### 市民の役割

- ① 薪・ペレットストーブの導入等による間伐材等の利用に努めます。
- ② 住宅の新築・増改築には、市産材の使用に努めます。
- ③ 植樹等の森林保全活動へ積極的に参加します。

#### 事業者の役割

- ① 林地残材や製材端材等の有効活用に努めます。
- ② 市産材の率先使用に努めます。

#### 市の役割

- ① 森林の適正管理を促進し、二酸化炭素の吸収能力を高めます。また、良質な木材の生産により林業の活性化を図ります。
- ② 間伐材等の有効利用と市産材の利用促進を図ります。
- ③ 植樹等の森林保全活動等の推進に努めます。

4-2-1 保育施業及び林業生産活動の支援

【農林課】

取組内容

- 森林組合が実施する森林整備事業に対応する各種補助事業を実施し、経営体の維持に努める。

現状と課題

- 木材価格の低迷により林業施業が停滞している中、林業経営体の事業支援により、森林施業実施が行われてきているが、森林所有者の意欲の低下や林業従事者の高齢化や減少により、放置森林や伐採跡地に対する対策に努める必要がある。
- 水源涵養機能、山地災害防止機能の維持増進を図るためには、継続的な林業経営体の育成を図る必要がある。  
(平成 26 年度時点現状)
  - 林業経営体の事業推進により、森林施業実施が行われており、水源涵養機能、山地災害防止機能の維持増進が図られてきている。
  - 地域資源利用による山林の持つ環境保全機能の維持のためには、継続的な林業経営体の育成を図る必要がある。

実施計画

年度	計画
H28～H33	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 森林環境保全直接支援事業補助件数 年 2 件</li><li>・ 放置森林、伐採跡地に対する事業の検討</li></ul>

報告事項：森林環境保全直接支援事業補助件数  
森林整備事業実施面積（再造林、下刈、間伐）



4-2-2 市産材の利用支援

【建設課】

取組内容

- 公共建築工事においては、市産材の積極的利用に取り組む。
- 木材自給率の向上による森林の適正な整備・保全の促進、素材生産業者や製材業者の活性化及び低炭素型住宅の普及を図るため、平成 24 年度から一戸建て木造住宅の新築、増改築において、一定量（5 m<sup>3</sup> 以上）の市産材使用に対し、その使用料に応じて助成金を交付する木造住宅建築支援事業に取り組んでいる。

現状と課題

- 市産材をはじめ地域材を建築資材として使用するには建設費用が高額となるとともに、品質や強度に対する不安が挙げられ、建築木材使用量に占める市産材使用量の割合が低率である。
- 住宅着工件数が伸び悩む一方、戦後の森林資源が利用時期を迎え、市内の森林資源についても公共施設をはじめ、一般住宅の建築用木材資源として利活用の促進を図っていく必要がある。

（平成 26 年度時点現状）

- H24～H26 年度助成件数の累計 115 件  
（H24 40 件 H25 46 件 H26 29 件）

実施計画

年度	計画	目標
H28	木造住宅建築支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木造住宅建築支援事業助成件数 年 15 件</li> <li>・ 市産材使用助成件数 年 5 件</li> <li>・ 市産材使用料 年 100 m<sup>3</sup></li> </ul>
H29		

報告事項：木造住宅建築支援事業の助成件数  
（うち市産材使用助成件数及び使用料）

4-2-3 搬出間伐材利用の支援

【農林課】

取組内容

- 間伐材の木質バイオマスエネルギーを利用し、森林整備事業で実施する搬出間伐材の利用を図る。

現状と課題

- 木材価格の低迷による搬出間伐経費の採算性の問題があるが、搬出間伐事業を実施することにより、間伐材の利用を図るとともに、木質バイオマスエネルギーをはじめとする新たな間伐の活用方法の検討を行い、低炭素型のまちづくりをめざす必要がある。  
(平成 26 年度時点現状)
  - 搬出間伐事業の実施により、間伐材の利用促進を図るとともに、木質バイオマスエネルギーをはじめとする新たな間伐の活用方法の検討を行う必要がある。

実施計画

年度	計画	目標
H28～H33	チップボイラー導入による消費、搬出間伐事業の実施 事業件数 年 2 件	・ 搬出間伐面積 年 30ha ・ チップ消費量 年 2,000 m <sup>3</sup>

報告事項：事業件数、搬出間伐面積、チップ消費量

#### 4-2-4 植栽及び再造林の支援

【農林課】

##### 取組内容

- 森林の有する国土保全、水源涵養、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の維持、増進を図るため、再造林事業に対する各種補助事業の活用を支援する。

##### 現状と課題

- 再造林事業を推進することにより、森林の持つ国土保全といった多面的な機能の発揮が期待されるが、造林コストが高いことがネックとなっている状況であることから、補助事業を有効に活用しながら、再造林を推進し、森林の保全に努める必要がある。  
(平成 26 年度時点現状)
  - 補助件数 2 件 再造林面積 62ha

##### 実施計画

年度	計画	目標
H28～H33	再造林事業の実施 補助件数 年 2 件	再造林面積 年 30ha

報告事項：補助件数、再造林面積

### (3) 自然エネルギー

#### 施策の方向

- ・豊富な自然エネルギーの有効利用を促進します。

※目標指標 ・再生可能エネルギー発電量：41,270kW (H26) ⇒48,368kW (H33)

推進に向けた  
取り組み内容

#### 市民の役割

- ① 高効率給湯機や地中熱ヒートポンプ、太陽光発電等の導入に努めます。
- ② 薪・木質ペレット等のバイオマスエネルギーの有効利用に努めます。

#### 事業者の役割

- ① 自然エネルギーの利用に努めます。
- ② 薪・木材チップ等のバイオマスエネルギーの有効利用に努めます。

#### 市の役割

- ① 国や企業等と連携し、地熱発電・木質バイオマス発電等自然エネルギーの利活用に向けた調査研究を推進します。
- ② 公共施設における地中熱や太陽光等の自然エネルギー利用に努めます。また、市民や事業者に対し、自然エネルギーの利用普及を図ります。

4-3-1 再生可能エネルギー発電の事業化

【企画財政課】

取組内容

- 民間事業者と協力し発電開始に向けて支援する。

現状と課題

- 平成24年に始まった再生可能エネルギーの固定価格買取制度により再生可能エネルギー発電の事業化が進んできている。  
(平成26年度時点現状)
  - 地熱発電：3箇所が調査中、風力発電：2箇所が検討中、小水力発電：2箇所が検討中
  - 市内再生可能エネルギー発電量 41,270KW

実施計画

年度	計画			目標
	地熱	風力	小水力	再生可能エネルギー 発電導入増加量
H28	建設着工 1箇所 調査 2箇所	調査 2箇所	事業化 1箇所 建設着工 1箇所	49kW ※平成27年比
H29	建設中 1箇所 調査 2箇所	調査 2箇所	事業化 2箇所	98kW ※平成27年比
H30	事業化 1箇所 建設着工 2箇所	調査 2箇所	事業化 2箇所	7,098kW ※平成27年比
H31	事業化 1箇所 建設着工 2箇所	建設中 1箇所 建設着工 1箇所	事業化 2箇所	7,098kW ※平成27年比
H32	事業化 1箇所 建設中 2箇所	建設中 1箇所 建設着工 1箇所	事業化 2箇所	7,098kW ※平成27年比
H33	事業化 1箇所 建設中 2箇所	建設中 2箇所	事業化 2箇所	7,098kW ※平成27年比

報告事項：進捗状況

## 4-3-2 木質資源利用ボイラーの活用

【商工観光課】

### 取組内容

- 木質資源利用ボイラーの推進により化石燃料の使用量を抑える。

### 現状と課題

- 木質バイオマス燃料はチップ（木材を切削したもの）とバーク（樹皮）を混ぜて利用しているが、バークの方がはるかに安価なため、バークの比率を高くすることにより、木質燃料購入費を下げられるが、気温などにより木質燃料の燃焼状況が変わり、燃焼効率が悪くなる場合もあるため、燃焼データをチェックし、チップとバークの比率の検討を行う必要がある。

（平成 26 年度時点現状）

- （導入前）平成 21 年度「焼走りの湯」重油使用量→200KL…①
- （導入後）平成 26 年度「焼走りの湯」重油使用量→ 48KL…②
- ①-②=152KL（実績）

### 実施計画

年度	計画	目標
H28～H33	木質資源利用ボイラーの効率的利用による重油使用量の削減	重油削減量 年 150kl

報告事項：木質資源利用ボイラー導入前の平成 21 年度と比較した重油削減

### 4-3-3 木質バイオマス利用の支援

【農林課】

#### 取組内容

- 木質バイオマスエネルギー(薪、ペレットなど)を活用した設備の普及を促進するため ペレットストーブ及び薪ストーブ購入者に対して設置費補助を行う。

#### 現状と課題

- 化石燃料と比較した場合、設置から維持管理費までを見据えたトータルの経費の問題がある。
- 時代を反映して木質バイオマスエネルギー、再生可能エネルギー等が注目されていることもあり、近年申請件数が増えており、木質バイオマス利用が着実に図られてきている。  
(平成 26 年度時点現状)
  - H18 年～26 年までの補助実績  
薪ストーブ 123 件、ペレットストーブ 23 件、合計 146 件

#### 実施計画

年度	計画
H28～H33	ストーブ購入に対する補助件数 年 15 件

報告事項：ストーブ購入に対する補助件数

4-3-4 公共施設への自然エネルギー利用設備の導入

【企画財政課】

取組内容

- 公共施設への太陽光発電設備や小型風力発電等の自然エネルギー利用設備の導入を調査・検討します。

現状と課題

- 公共施設への太陽光発電設備の導入は、平成27年度に導入した総合運動公園、松尾コミュニティセンター、安代診療所の3ヶ所である。  
(平成26年度時点現状)
  - 総合運動公園、松尾コミュニティセンター、安代診療所の3箇所に太陽光発電設備を導入するため設計を行った。

実施計画

年度	計画	目標
H28～H30	導入可能施設を調査・検討する	
H31	自然エネルギー利用設備を導入する	導入施設数：1箇所 合計4箇所
H32		導入施設数：1箇所 合計5箇所
H33		導入施設数：1箇所 合計6箇所

報告事項：進捗状況



## 基本目標-5

### 協働・参加型まちづくり（環境保全活動が活発なまち）

#### (1) 環境保全活動・環境教育

##### 施策の方向

- ・環境教育と啓発活動を推進し、環境保全意識の高揚を図ります。

##### 推進に向けた 取り組み内容

##### 市民の役割

- ① イベントや講習会等に積極的に参加します。
- ② 環境保全活動に関わる人材の育成講座等に参加します。
- ③ 地域の環境保全活動やボランティア活動等に参加します。

##### 事業者の役割

- ① 事業所内での環境教育を行い、環境保全活動に関わる人材の育成を図ります。
- ② 環境マネジメントシステムの導入やこれに準じた取り組みに努め、環境に配慮した活動を行います。
- ③ 環境保全活動や自然観察会の参加等に努め、地域の環境保全に貢献します。

##### 市の役割

- ① 環境教育や協働取組を推進します。また、連携体制の構築を図ります。
- ② 環境に関するイベントや講習会等の開催を図ります。
- ③ 環境保全活動への支援と人材育成を図ります。
- ④ 環境に関する情報の収集・発信を促進します。

5-1-1 環境学習の推進

【教育総務課】

取組内容

- 児童、生徒の環境保全に関する意識の定着化を図るため、環境教育、自然を活用とした環境学習を行う。

現状と課題

- 「地域の環境は、地域で守る」という意識を共有するため、環境保全活動や環境教育を推進し、体験学習の充実、環境保全活動に取り組む各小・中学校、団体等への継続的な支援・提供等を図る必要がある。  
(平成 26 年度時点現状)
  - 外来種駆除活動、松川・赤川水質調査、ふれあいの森体験学習  
廃品回収・通学路の清掃活動、地域の清掃活動への参加

実施計画

年度	計画
H28～H33	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 外来種駆除活動</li><li>・ 松川、赤川水質調査</li><li>・ ふれあいの森体験学習</li><li>・ 廃品回収</li><li>・ 通学路の清掃活動</li><li>・ 地域の清掃活動への参加</li></ul>

報告事項：環境保全学習の実施回数、実施内容

## 5-1-2 児童図画の取り組み

【市民課】

### 取組内容

- 河川愛護思想の醸成を図るために、「川をきれいにする」児童図画コンクールへの取り組み呼びかけを行う。

### 現状と課題

- 北上川水系水質汚濁対策連絡協議会上流支局〔国、岩手県、流域 15 市町村等〕（以下「水対協」）では、次世代を担う北上川流域市町村の小学生を対象に「川をきれいにする」をテーマに「川との関わり」、「川に対する考え、思い」などを表現した図画及びポスターを募集しており、市内小学校に取り組みを呼びかけている。出品した学校の中から毎年受賞作品がある。環境意識醸成のために継続して呼びかけていきたい。  
（平成 26 年度時点現状）
  - 児童図画応募点数 80 点

### 実施計画

年度	計画	目標
H28～H33	児童図画コンクールへの取り組み呼びかけ実施	取り組み校 年 3 校以上

報告事項：応募状況

5-1-3

## 環境イベント、講習会の開催、環境に関する情報発信

【市民課】

## 取組内容

- 環境へ関する意識向上を図るために、継続して行っている事業や新たな環境イベント並びに講習会の開催検討を行うとともに、各種団体の開催する環境関連行事への後援や協力を行う。
- 広報、ホームページ等において、省エネや不法投棄防止など環境に関する情報発信を行う。

## 現状と課題

- 環境に関する勉強会や、環境関係施設の見学会の開催を行ってきたが参加者が少ない場合もあり、周知等の工夫のほか、環境に関する情報発信を行い市民の環境意識の高揚も必要である。

(平成 26 年度時点現状)

- 6/29 四角岳美化登山の実施（鹿角市共催）24 名
- 水生生物調査実施団体 計 2 団体 古着回収を介したごみ減量活動 2 回  
視察研修 1 回 環境保全について考える勉強会 1 回  
いわてクリーンセンター視察研修会 2 回 最終処分場住民説明会 1 回  
エコドライブ講習会 1 回  
植林活動団体後援 1 件  
放射線量測定量の広報掲載 美化登山募集広報掲載  
チラシ配布 8 回  
HP みんなで地球温暖化防止！～温暖化防止いわて県民会議～（省エネ・節電）

## 実施計画

年度	計画	目標
H28～H33	イベント・講習会の開催 環境関連事業への後援、環境に関する情報の発信	イベント・講習会の開催数 年 4 回

報告事項：イベント・講習会の開催状況、後援状況、情報発信状況